

## 保険証の廃止(新規発行の終了)について

12月2日以降、新たに保険証を交付することができなくなります。今後、病院等を受診される際に知っておいてほしいポイントをいくつか紹介します。

### 従来の保険証の新規発行ができません

令和6年12月2日に従来の保険証は廃止されます。ただし、令和6年12月1日時点でお手元にある保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用できます。



コダイくん

国民健康保険の有効期限は、令和7年10月31日、  
後期高齢者医療保険の有効期限は、令和7年7月31日だよ。

社会保険等は保険証に記載された発行元に問合せしてね!



ロマンちゃん

### 国民健康保険にご加入のみなさまへ

#### 医療機関で提示するものが変更となります

保険証の廃止に伴い、病院等で提示する保険証等が下記のとおり変更となります。

	1.マイナ保険証(※)をお持ちの人	2.マイナ保険証をお持ちでない人
令和6年 12月1日まで	マイナ保険証、または保険証	保険証
令和6年 12月2日以降		保険証、または資格確認書

※マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)  
利用登録の確認は二次元コードから

重度障がい者医療証や  
子ども医療証等の医療証は、  
これからも提示が必要です。



健康保険が変わる場合の  
加入や脱退の手続きも、  
これからも必要です。



マイナポータル

裏面につづく ➡

## 1 マイナ保険証をお持ちの方は、「マイナ保険証」をご利用ください

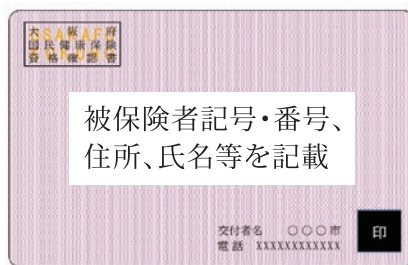
今後は、マイナ保険証が基本となります。マイナ保険証をお持ちの方は、病院等で設置されているカードリーダーにかざして受診してください。申請により資格確認書の交付も可能です。

## 2 マイナ保険証をお持ちでない人には、「資格確認書」を交付します

マイナ保険証をお持ちでない人については、**お手元の保険証の有効期限を迎える前に、保険証に代わるものとして「資格確認書」を送付します**（申請は不要）。現在の保険証と同様に病院等の窓口で提示してください。

### 国民健康保険の資格確認書

上質紙、現行保険証と同サイズ



## 後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

令和6年12月2日以降、新規加入者、記載内容に変更が生じた者及び再交付申請者は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。（令和7年7月までの暫定措置）

### 後期高齢者医療保険の資格確認書

現行保険証と同材質、同サイズ

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和7年7月31日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	△△市△△町△△丁目△番△号
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	□□□□年□□月□□日
負担割合	〇割
発効期日	□□□□年□□月□□日
制度区分	〇〇
発効期日	□□□□年□□月□□日
長期入院該当日	□□□□年□□月□□日
特定疾病区分	〇
発効期日	□□□□年□□月□□日
被保険者番号並びに各種番号	××××××××××××××××
氏名	大阪府後期高齢者医療広域連合
印	電話：06-4790-2028

～市からのお知らせです！～

- ・マイナ保険証をお持ちの方は、ご利用ください。
- ・国民健康保険に加入している人は特定健診、後期高齢者医療保険に加入の人は健康診査を年に1度受けましょう！

マイナンバーカード  
総合サイト



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

問：国民健康保険担当 0725-99-8128  
年金・高齢者医療担当 0725-99-8127

マイナ保険証に関することは、右の二次元コードから市ホームページでも確認できます。



(国民健康保険)



(年金・高齢者医療)